

令和7年7月11日

湯川村民の皆様へ

湯川村長 佐野 盛至

「湯川村複合施設整備事業」の見直しについて

湯川村複合施設整備事業につきましては、令和4年度に庁内における「湯川村公共施設のあり方検討委員会」の設置を始め、これまで3年余りの歳月をかけ、関係機関や村民の皆様とともに検討を進めてまいりました。

本年2月には「湯川村複合施設建設基本計画（案）」を作成し、翌3月の議会定例会において、複合施設整備事業の関連予算を含む令和7年度当初予算を提出しましたが、「第六次湯川村振興計画へ盛り込まれるべき大事な案件であり、また、村民説明会の前の予算計上は、住民に寄り添い信頼と安心をもっていただけの行政運営とかけ離れた行為である。議員もしくは村民全体に必ずしも周知し得ない状況であり村民に理解頂けない。」との理由により、複合施設に関連する予算案が修正動議可決により削除されました。

令和7年度に入り、「湯川村複合施設建設基本計画（案）」について、住民説明会や村政座談会、または議会全員協議会の中でも、当該施設に係る整備方針や必要性について説明を重ねてきました。

その後、「湯川村複合施設建設基本計画」を決定し、去る6月の議会定例会において、複合施設整備事業の関連予算を含む補正予算案を再度提出しましたが、「村の基幹産業である農業の優良農地を転用してまでの建設は不要であり、村が所有しているユースピアゆがわを解体する等、公有地を総合的に活用し、建設費を最小限に抑えることが賢明であり、また、総工費16億円の根拠にも信ぴょう性が欠ける」との理由により、修正動議可決により複合施設に係る予算が削除されました。

二度に渡って議会の同意を得られなかったことを重く受け止め、議会の合意を得ながら事業を進めていくためには、「候補地2」の農地への建設については、現時点においてはこれ以上進めることはできないとの判断に至ったところであります。

（裏面へ続きます。）

（裏面）表面からの続き

また、「候補地1」の公民館周辺への建設については、現在の基本計画における「過疎対策事業債を活用した令和9年度内での事業完了」とした場合、事務手続きや文化財発掘調査の完了時期、既存施設の解体やそれに伴う仮設施設の建設を考慮すると、事業実施期間内に完了することに大きな不安要素があり、また、期間内に建設が可能であったとしても、敷地やそれを踏まえた建物の形状等を鑑みると、基本構想のコンセプトにいう「今後の村の発展を支え、長きにわたって村の中核施設としての役割を果たせるような施設」、「全世代が気軽に集い、学び、つながる施設」として安全・安心に利用することができる十分な施設とするには、懸念が残ります。

以上の理由から、苦渋の判断ではありますが、これまで進めてまいりました、湯川村複合施設整備事業については、再考し見直しせざるを得ないものと判断し、去る7月8日に開催されました「湯川村議会全員協議会」において、本事業の見直しを表明いたしました。

この複合施設については、村にとって必要不可欠な施設という考えは変わりませんが、現在の計画については一旦立ち止まり、今後予定される公共事業との関係も十分考慮し、財源を模索しながらもう一度時間をかけて、より総合的な観点から再度本事業について検討したい考えであります。

その上で、村民の皆様や村議会の理解を十分に得られるよう努め、真に「将来にわたり、村民の皆様が年代を問わずに安全・安心に利用できるような施設」の建設を目指していきたいと考えております。

これまで本事業に携わっていただきました村民の皆様、関係機関の皆様、事業者の皆様には感謝申し上げますとともに、施設の完成を心待ちにしていた村民の皆様におかれましては、大変申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

「湯川村複合施設整備事業」に係る主な経過等については、村ホームページへ掲載しておりますので、以下リンク（右QRコード読み込み）からご覧ください。

<https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/soshiki/kyouiku/hukugo-seibi.html>

【お問い合わせ先】湯川村教育委員会 社会教育課 ☎ 0241-27-4107（湯川村公民館）

